

福知山市住所等に関する検討会 (第2回)

目次

- 01 3つの市民ニーズ調査
- 02 市民ニーズ調査結果
- 03 住所表記に関する市の対応案

令和6年1月31日(水)



■ 調査の目的

住所表記に関する意見や不安、疑問を把握すること。

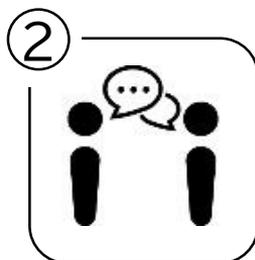
この調査結果を踏まえて、実施手法の決定や実施の場合の条件整理を行う。

■ 3つの市民ニーズ調査

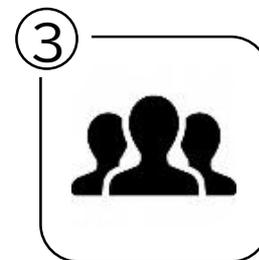
住所表記に関する意見等を幅広く把握するため、市民ニーズ調査として3つの調査を実施。



アンケート調査



自治会長ヒアリング



意見募集

アンケート調査

対象者

広域な字に住む18歳以上の無作為抽出で
選ばれた1000人

実施方法

アンケート用紙(調査票)の送付・返送

主な問いかけ

- ・住所表記を使い分けられているかどうか
- ・住所表記を変えたいかどうか、またその理由
- ・住所表記への意見、不安や疑問

結果

回答者数 421人 / 1000人
回収率 42%

福知山市の住所等に関するアンケート調査
調査票

調査の目的

福知山市では、住民票の住所の「字名・町名」(以下、字名等)と「自治会名(行政区)」が異なるなど、住所が分かりにくい場合があります。本市では、特に宇天田や宇城などの「広域な字」において住所表記を使い分けなどの状況があると認識しています。そのため、令和4年度に「福知山市住所等に関する検討会」を設置し、住所表記を改善すべきかどうか、また、実装する場合にどのような条件が必要が検討しています。

このアンケートは、現在の住所表記で特に混乱が想定される「広域な字」にお住まいの市民の皆様より、住所表記についてのご意見、不安や疑問をお知らせいただき、把握することを目的としています。いただいた意見などを踏まえ、住所表記の今後の方向性を決めていきたいと考えておりますので、お忙しいとは存じますが、ご協力いただけますようお願いいたします。

調査の概要

対象者 広域な字に住む18歳以上の無作為抽出で選ばれた人
送付人数 1,000人
使用目的 「福知山市住所等に関する検討会」において集計結果を議論します

3分の解説動画を公開しています
アンケート調査の目的等について、解説動画を公開しています。
右の二次元コードからご覧ください。

調査票のご返送は、同封の返信用封筒で
11月30日(木)までに郵便ポストにご投函ください。
切手は不要です。

資料1 調査票

福知山市の住所等に関するアンケート 解説資料

福知山市の住所は地番に基づく表示

住民票の住所 ※字名・町名は以降「字名等」と表記

京都府 福知山市 宇天田 1番地

都道府県 市区町村 字名等 地番

地番とは、法務局が付す番号のことです。福知山市では、地番に基づいて住民票の住所を表記しており、住所は土地の登記簿に近い表記となっています。

住所を使い分けられている場合がある

字名等や自治会名、郵便番号の町域などの住所表記を、用途に応じて使い分けている場合があります。

宇天田(例)

宇天田(字名等) 宇城町(自治会名) 宇城町(字名等) 宇城町(自治会名)

※本市では、市の人口の半数超(中)でも宇天田や宇城などの広域な字の住民において、このような住所表記の使い分けが生じていると認識しています。

住民票は宇天田
自治会名や郵便番号の町域は宇城町
住民票は宇天田
自治会名や郵便番号の町域は宇城町

市役所や銀行など
公的書類に基づく住民票の住所で字名等を記載します。郵便番号は字名に合うように「620-0000」と書く場合があります。

郵便・配達先
郵便番号が個人自治会単位で設定されているため、郵便番号とその町域(=自治会名)に合わせる方がよい場合があります。

資料2 同封チラシ



回答率を上げる方法の一つとしてアンケート解説動画を作成。再生回数はR5.11月末時点で約130回だった。動画は二次元コードから。



住所表記に関すること全般について、自治会長ヒアリング及び意見募集を実施。

自治会長ヒアリング

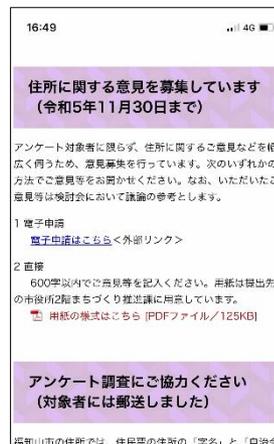
対象者 **アンケート対象地域の自治会長**
 実施方法 訪問または電話
 回答者数 18人

意見募集

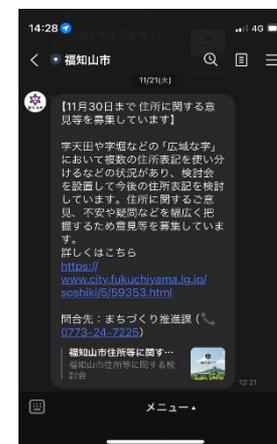
対象者 **誰でも**
 実施方法 市HPで募集(約1か月間)
 回答者数 21人



アンケート調査の対象地域



市HP(電子申請)



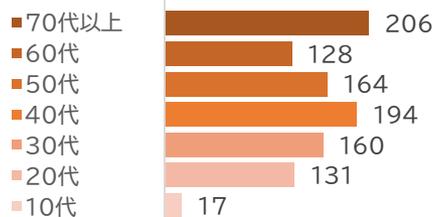
市公式LINEでも呼びかけ

アンケート調査結果① 属性別の回答状況

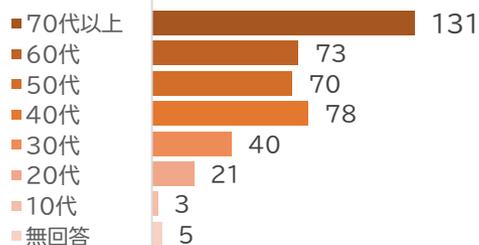
※アンケート調査では、設問の指示どおりに回答が得られていないことにより、数値が合わない場合があります

年齢層別

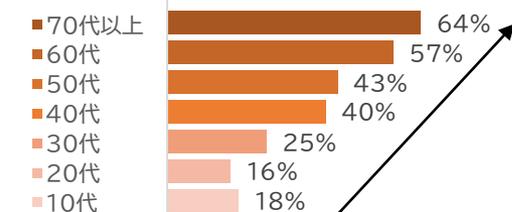
送付人数(人) 計1000人 ※10代以外は人数を同程度に調整



回答者数(人) 計421人

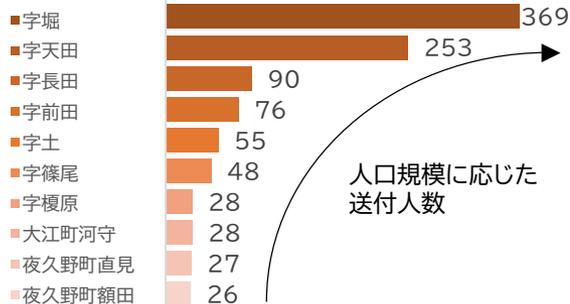


回答率(%)

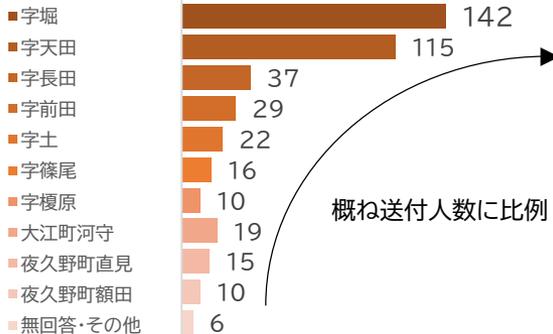


地域別

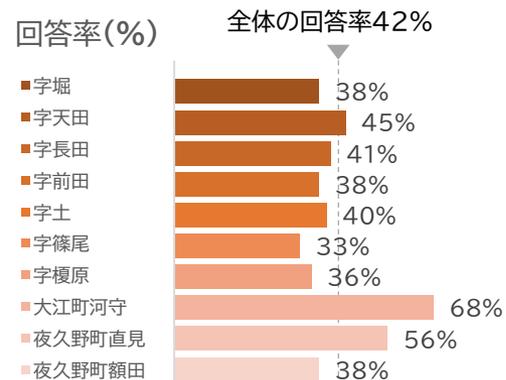
送付人数(人) 計1000人



回答人数(人) 計421人



回答率(%)



全体の回答率42%

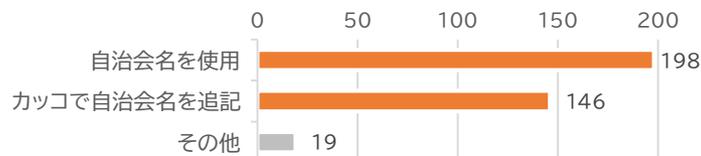
アンケート調査結果② 住所表記の使い分けの状況

問1では、住所表記の使い分けの状況について調査した。

問1-1 住民票の住所以外の字名等で、住所を記載したことはありますか



問1-2 どのような記載をされましたか(○は複数可)



問1-3 なぜ、問1-2の記載をされましたか(○は複数可)



POINT

住所を記載するときに、自治会名を使用している人の割合は66%であった。

POINT

自治会名を使用した住所表記は次のとおりであった。

- ・ 東岡町○○番地 → 自治会名のみ
- ・ 字天田(東岡町)○○番地 → カッコで自治会名
- ・ 字天田東岡町○○番地 → 字名+自治会名

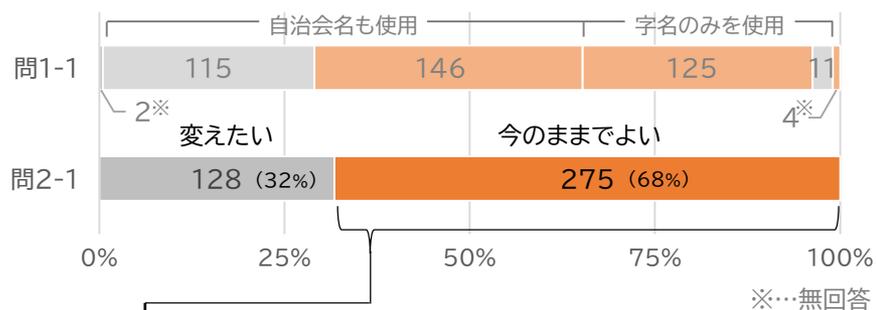
POINT

自治会名を使う理由は「ウェブサイト

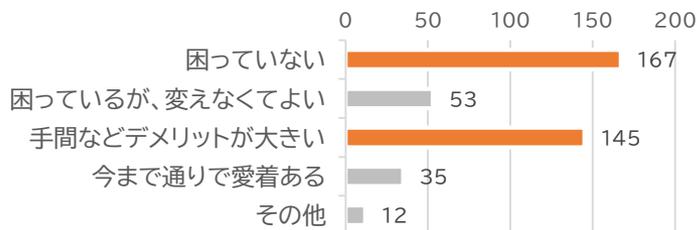
アンケート調査結果③ 今後の住所表記【今のままでよい】

問2では、住所表記を変えたいかどうかについて調査。「今のままでよい」の回答について分析した。

問2-1 住所表記を変えたいですか(変更には、引っ越し時と同程度の負担を伴う)



問2-4 今のままでよい理由は何ですか(○は複数可)



POINT

「今のままでよい」と回答した人は68%と多数であった。

問1-1と問2-1の回答から「現在の住所表記の使い分け」と「今後の住所表記の希望」を組み合わせると、大きく3つのタイプに分けることができた。

- ・自治会名を使用していて、住所を変えたい
- ・自治会名を使用しているが、今のままでよい
- ・字名のみを使用しており、今のままでよい

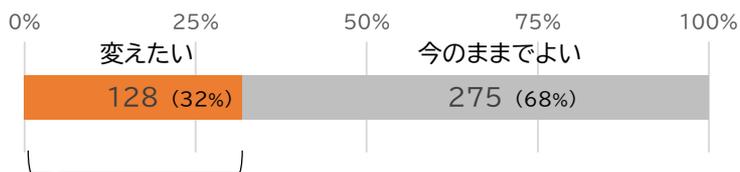
POINT

「今のままでよい」と回答した人の最も多かった理由は「困っていない」。次いで、住所変更に伴う「手間などのデメリットが大きい」となった。

アンケート調査結果④ 今後の住所表記【変えたい】

問2の回答「変えたい」について集計した。

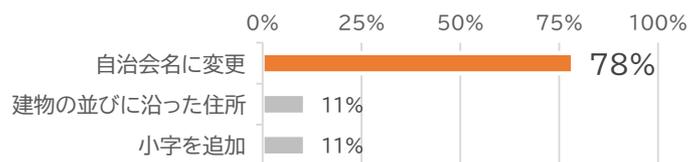
問2-1 住所表記を変えたいですか(変更には、引っ越し時と同程度の負担を伴う)



問2-2 変えたい理由は何ですか(○は複数可)



問2-3 新しい住所表記のイメージに、最も近いもの(○は1つ)



POINT

変えたい理由で最も多かった理由は「住所が1つになると分かりやすい」、次いで「配送などが便利になる」であった。

POINT

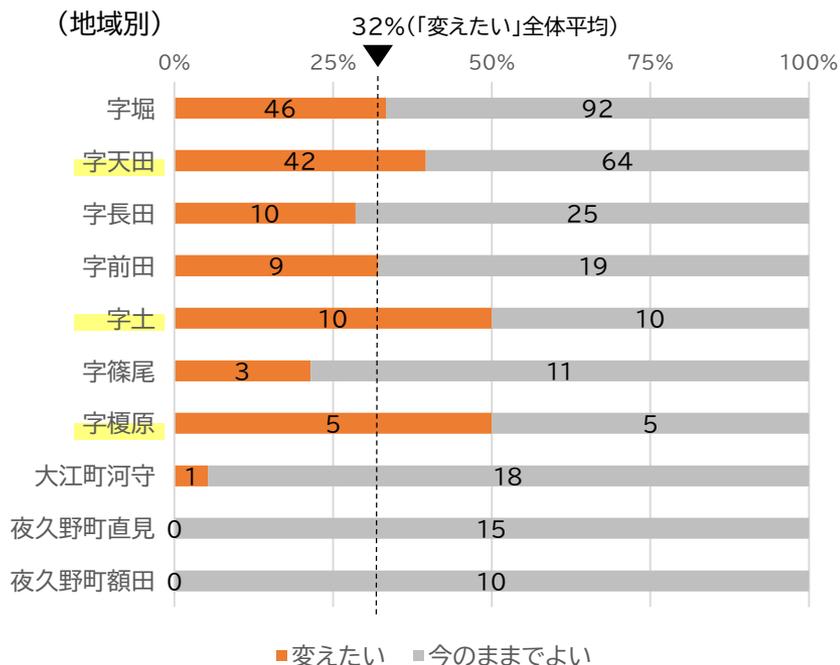
今後の住所表記の希望では「自治会名への変更」が78%と多数を占めた。

自治会の区域で自治会名に変更できる実施手法は「地方自治法第260条」である。

アンケート調査結果⑤ 今後の住所表記【変えたい】(地域別)

問2の回答「変えたい」について、地域別に分析した。

問2-1 住所表記を変えたいですか(変更には、引っ越し時と同程度の負担を伴う)



POINT

字天田、字土や字榎原では「変えたい」という回答が全体平均の32%と比べて高く、**地域差がみられた。**

主な意見では、「複数の住所表記について不審に思われた経験がある」「郵便物が届かなかったことがある」などがあつた。

POINT

大江町や夜久野町では「変えたい」という意見はほとんどなかった。これは、両地域には字名に紐づく郵便番号があるため、現在の住所表記で支障がないためと推測される。

例:夜久野町直見 〒629-1321

アンケート調査において「年齢層別」「職業別」には大きな特徴は見られなかった。

市民ニーズ調査における自由意見

アンケート調査の問3※、自治会長ヒアリング、意見募集において、自由な意見を収集した。各調査における主な回答は次のとおりであった。

		アンケート	自治会長 ヒアリング	意見募集
項目	主な自由意見	421人	18人	21人
困りごと	ウェブサイトで字名が入力できない	○		○
	郵便番号検索結果の表記が正しい住所と思われる	○	○	○
	本人確認が必要な手続きや荷物の受け取りができなかった	○		○
	自治会名を入れないと配送物の誤配がある	○		○
	どの住所を使用したか、使用した方がよいか分からなくなる	○	○	○
	どの郵便番号を使えばよいか分からない(620-0000など)	○		○
	字表記のみでは場所の見当がつかない(自治会名なら分かる)	○	○	○
今のままでよい理由	困っていないため	○	○	
	住所変更に伴う手続きが煩雑でデメリットが大きい	○		○
	城下町の歴史がわかる地名は残すべき	○		
	使い分けを理解すれば済むため	○	○	○

※アンケート調査の問3の設問 「住所表記についてのご意見、不安や疑問等をご記入ください」

市民ニーズ調査における自由意見(つづき)

アンケート調査の問3※、自治会長ヒアリング、意見募集において、自由な意見を収集した。各調査における主な回答は次のとおりであった。

		アンケート	自治会長 ヒアリング	意見募集
項目	主な自由意見	421人	18人	21人
変更したい理由	二重表記は分かりにくい(1つの方が分かりやすい)	○	○	○
	誤配を防ぐため(配送の利便性向上)	○		
	社会生活は自治会名ベースで行われているため			○
変更時の不安	住民票や登記など費用負担がないようにしてほしい	○	○	
	住所変更手続きが困難な人への対応は	○		
	一度で住所変更手続きが済む仕組みがよい	○		
	銀行や配達、公的な手続きなどで混乱がないようにしてほしい	○		
その他の解決案	郵便番号の町域を「字名+自治会名」にする	○		○
	郵便番号を字名に合わせる	○		
	字名の郵便番号を設ける	○	○	

※アンケート調査の問3の設問 「住所表記についてのご意見、不安や疑問等をご記入ください」

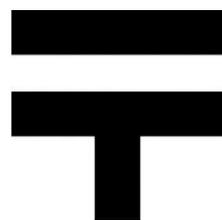
市民ニーズ調査結果のまとめ

市民ニーズ調査結果を踏まえて、住所表記に関する本市の対応案の根拠を整理した。



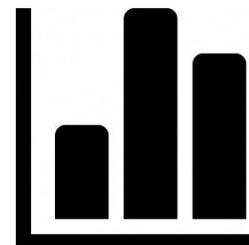
今後の住所表記

住所表記を変更する場合は、多くの方が自治会名を希望していた



住所と郵便番号

住所表記と郵便番号の関係性が分かりにくい



住所変更のニーズ

住所変更の市民ニーズは市域全体では低いものの地域差がみられた

住所表記に関する市の対応案

住所表記を変更する場合の実施手法の決定

今後の住所表記は、郵便番号の町域と関連のある自治会名を希望する人が多数であった。

よって、実施手法は、自治会の区域に合わせて住所を変更できる「**地方自治法第260条**」による町界町名変更を採用する。

検討会で行うこと

市民ニーズの調査方法の決定



実施手法の決定



実施の場合の条件整理



第3回検討会で実施予定

住所表記に関する市の対応案

住所と郵便番号への対応

ウェブサイト等で住所を入力する際に、郵便番号検索結果に住民票の住所が出ないなどの支障があり、目的に応じて住所表記等を使い分けることが必要な場合がある。

また、本市の住所表記について市外の人に説明しても理解が得られない事例がある。

こうした状況を踏まえて、市HP等で住所表記と郵便番号の関係性を示すことを検討する。

【参考事例 長野県須坂市】

本市に置き換えた場合

「620-0892」を入力すると「東岡町」が表示され、住民票の住所「字天田」が入力できない事例

? よくある質問とその回答

Q. パソコンの郵便番号辞書やインターネットで住所から郵便番号が検索できないのはなぜ？

郵便番号は、ほぼ行政区（自治会の通称名）ごとに設けられていますが、住所と行政区名が違うためです。

市内の郵便番号のほとんどは、正式な住所の表示にはなく〇〇町という通称名に付与されています。

そのため、郵便番号から検索して住所登録をするシステムですと、必ず〇〇町という表記が入り、正しい住所表記と一致しません。

「須坂市大字〇〇」に対応した郵便番号が登録できないのであれば、郵便番号「382-0000（須坂市内で郵便番号に該当がないもの）」で登録ができるか確認してください。「382-0000」で登録をしても住所が正しいので、郵便物は届きます。

この件につきましては、お困りの声もたくさん寄せられておりますので郵便事業皆様へもお伝えをさせていただいております。

資料3 長野県須坂市HP

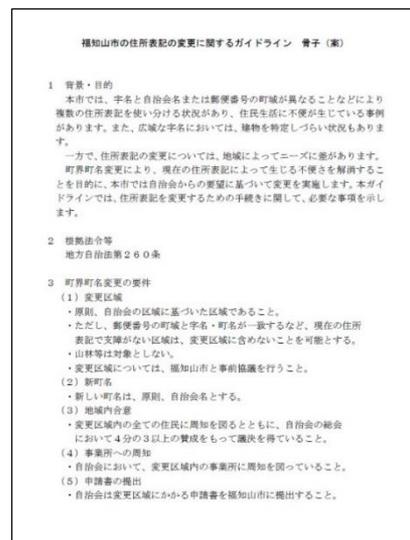
住所表記に関する市の対応案

住所変更のニーズへの対応

市全体では、住所変更のニーズが低いことを踏まえて、**市域全体の計画的な変更は行わないこととする。**

一方で、ニーズには地域差がみられたことから、**地域内合意があるなど、一定の要件を満たした場合には住所変更が可能となるようガイドラインを作成する。**

今後、ガイドラインには、変更の要件だけでなく、個人や行政の負担内容、変更後の手続きなどの詳細な内容についても記載する予定です。それらの内容については第3回検討会において議論いただく予定です。



資料4 住所表記の変更に関するガイドライン 骨子(案)



資料5 同ガイドライン 事務手続きフロー(案)

今後の流れ

■ 検討会のスケジュール

- 9月 第1回 現状説明、市民ニーズの調査方法の決定(R5.9.25)
- 10～11月 - 事務局による市民ニーズ調査及び自治会長ヒアリング
- 1月 第2回 市民ニーズ調査結果報告及びガイドライン骨子案への意見(本日開催)
- 3月頃 第3回 ガイドライン案への意見

■ 検討会終了後

検討会の意見を踏まえて、実施条件などを整理した市民向けのガイドラインを作成する。
ガイドラインは、作成後速やかに公表を行う。

※下線部は第1回検討会からの変更点